

後期高齢者医療制度の 保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度は、現行の老人保健制度に変わって、平成20年4月から始まる75歳（一定の障害のある人は65歳）以上のかたを対象（被保険者）とした新しい医療制度です。

保険料は、下記のとおり算定し、被保険者のすべてのかたに負担していただくことになります。

- ① 後期高齢者医療保険料は、1人当たりいくらかと決められる応益分（均等割額）と、被保険者の所得に応じて決められる応能分（所得割額）を合計して、個人単位で計算されます。

$$\text{保険料額（年額）} = \text{均等割額（※）} + \text{所得割額}$$



$$\text{被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書所得）} \times \text{所得割率（※）}$$

（※）均等割額および所得割率（保険料率）は、2年ごとに県内均一で設定されます。

- ② 所得割額は、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書所得）をもとに計算されます。
- ③ 被用者保険の被扶養者であったかたについては、制度加入時から2年間、均等割額のみとし、これを5割軽減します。さらに、平成20年4月から9月まで半年間は保険料を徴収せず、平成20年10月から21年3月までの半年間は均等割額を9割軽減します。（所得割額は賦課されません）
- ④ 賦課限度額は50万円（年額）です。
- ⑤ 平成20・21年度の保険料率について

均 等 割 額	39,310円
所 得 割 率	7.39% (0.0739)

- ⑥ 一人当たり保険料試算（単身世帯（1人）で公的年金収入のみの場合）

公的年金収入（円）		120万	140万	160万	180万	200万	203.1万	210万	240万	280万	855万	
保 険 料 額	所 得 割 額	旧ただし書所得（円）	0	0	70,000	270,000	470,000	501,000	570,000	870,000	1,270,000	6,237,500
		金額（円）	0	0	5,173	19,953	34,733	37,023	42,123	64,293	93,853	460,951
	均 等 割 額	軽減判定所得（円）	0	50,000	250,000	450,000	650,000	681,000	750,000	1,050,000	1,450,000	6,417,500
		軽減割合	7割	7割	7割	2割	2割	無	無	無	無	無
		金額（円）	11,793	11,793	11,793	31,448	31,448	39,310	39,310	39,310	39,310	39,310
	年額（円）		11,700	11,700	16,900	51,400	66,100	76,300	81,400	103,600	133,100	500,000
月額換算（円）		975	975	1,408	4,283	5,508	6,358	6,783	8,633	11,091	41,666	

⑦ 低所得者の軽減について

被保険者のうち、同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が下記の金額以下の場合、均等割額が軽減されます。

基礎控除額（33万円）……………7割軽減

基礎控除額（33万円）+〔24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く。）〕……………5割軽減（複数世帯のみ）

基礎控除額（33万円）+〔35万円×被保険者数〕……………2割軽減

※国保と同様、公的年金控除を受けたかたについては、総所得金額等から15万円を控除して適用します。

【問合先】 住民課

岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎387-6368